

掛川市条例第 1 1 号

掛川市老人福祉センター条例及び掛川市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

掛川市長

(別紙)

掛川市老人福祉センター条例及び掛川市都市公園条例の一部を改正する条例

(掛川市老人福祉センター条例の一部改正)

第1条 掛川市老人福祉センター条例（平成17年掛川市条例第106号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(使用料) 第9条（略） 2（略） 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する使用者（市内に居住する者に限る。）は、無料とする。 (1)（略） (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者	(使用料) 第9条（略） 2（略） 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する使用者（市内に居住する者に限る。）は、無料とする。 (1)（略） (2) 身体障害者手帳、療育手帳、 <u>精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者</u>

(掛川市都市公園条例の一部改正)

第2条 掛川市都市公園条例（平成17年掛川市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表備考を次のように改める。

備考 市内に住所を有する者で、年齢が65歳（市長が特に認める者にあつては、60歳）以上のもの又は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付若しくは同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けているものの利用料金は、無料とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。